

ドリームスサッカークラブ スポーツ保険 2017

<http://dreamssc.sakura.ne.jp/>

info@dreamssc.sakura.ne.jp

スポーツ保険契約状況

公益財団法人スポーツ安全協会 <http://www.sportsanzen.org/>

対象：選手（合宿参加の中学生含む）

- ・対象となる団体活動：ドリームサッカークラブの活動
- ・加入区分：A1
- ・掛金：年間1人当たり800円
- ・対象となる団体活動：スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動
※学校および保育所の管理下の活動は補償の対象となりません。
- ・傷害保険

死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

- ・賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)
対人・対物賠償 合算1事故5億円(ただし、対人賠償は1人1億円)
- ・突然死葬祭費用保険支払限度額
突然死(急性心不全、脳内出血など)に際し、親族が負担した葬祭費用 180万円

対象：指導者（大田区外在住及び大田区外在住の合宿参加保護者）

- ・対象となる団体活動：ドリームサッカークラブの活動
- ・加入区分：C
- ・掛金：年間1人当たり1,850円
- ・対象となる団体活動：スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判
※学校および保育所の管理下の活動は補償の対象となりません。
- ・傷害保険

死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

- ・賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)
対人・対物賠償 合算1事故5億円(ただし、対人賠償は1人1億円)
- ・突然死葬祭費用保険支払限度額
突然死(急性心不全、脳内出血など)に際し、親族が負担した葬祭費用 180万円

大田区 <http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/seishounen/27kodomokai.html>

対象：指導者（大田区内在住及び大田区内在住の合宿参加保護者）

・対象となる団体活動：ドリームサッカークラブの活動

(1) 損害賠償保険

リーダーが、子ども会の活動中に管理、監督や指導、誘導の誤り、あるいは提供した飲食物などにより、参加者や第三者の身体や物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

・補償内容

身体賠償	財物賠償	保管物賠償
1事故5億円限度 (最高1名1億円限度)	1事故500万円限度	1事故300万円限度

(2) 傷害保険

リーダーが、子ども会の活動中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受けた場合。

・補償内容

死亡	後遺傷害	入院(1日につき)	通院(1日につき)
500万円	15万円から 500万円	5,000円 (180日限度)	3,000円 (90日限度)